

I 問題と目的

2007年4月から特別支援教育が学校教育法に位置づけられ、従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、LD・ADHD・高機能自閉症を含めて障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、適切な指導・支援を受けられる環境が保障された。また、これにより、障害児に健常児・者が会う機会が増えたが、未だ、適切な障害理解がなされておらず、障害児本人やその保護者が抱える問題は多い。このような状況を改善していくために大人のADD&ADHDの会(2008)は、親の理解はもちろんのこと、教育現場の理解や人間関係への配慮などが重要であると指摘している。子育てにおけるストレスは、障害児の母親は、心理的・身体的にも負担が大きいことが述べられており(田中,1996、庄司,2007)、特に、発達障害は、障害が表面化しにくいので、周囲の理解が得られにくい。そこで本研究は、理解の必要な周囲の一つである障害のない児童の保護者に焦点化し、通常学級に在籍する発達障害児の保護者が、障害のない児童の保護者に対し、障害理解を適切に進めるためには、どのような啓発を望んでいるのかを明らかにし、そのあり方を検討することを目的とする。なお、保護者は、学校の体制や教員などに対しても適切な障害理解を求めていると考えられることから、これらに関してもその実態や課題について考察する。

II 方法

1) 対象者と発達障害児(表2-1参照)

対象は、小学校時、通常学校に子どもを通わせた経験のある母親(A~D)である。

表2-1 対象者と発達障害児のプロフィール

| 母親 | 児童 | 小学校時の在籍クラス |
|----|------------------|-----------------------------------|
| A | a(中学2年生・男) | 入学当初は、特別支援学級に在籍していたが、小1の時に通常学級に移籍 |
| B | b(小学2年生・男) | 特別支援学級 |
| C | c(中学2年生・女) | 通常学級 |
| D | d(特別支援学校高等部1年・男) | 特別支援学級 |

2) 実施期間:2011年7月

3) 手続き:通常学級に在籍する発達障害児の保護者4名に半構造化面接を行った。

4) 調査内容:発達障害児の保護者に助言を得て作成した。

III 結果と考察

1) 障害を知った時から、現在に至るまでの心の変化

発達障害児の保護者は、我が子の障害をある程度受け止め、生活空間をさらによくするための要望や将来について考えられるようになった背景には、心の支えとなる人物の存在が大きく関わっており、支援者は、障害児の一番身近な保護者の心の声を聞くことが、求められている。また、働いている発達障害の保護者には、心の支えとなる存在との繋がり確保が難しく、孤独を感じていることがわかった。そこで、教員を始めとする支援者は、発達障害児の保護者の気持ちを受け止める必要があること、支援内容や支援機関の情報だけを障害児の保護者に伝えるのではなく、提供した情報の使い方や支援・指導方法を共に考える意思を伝えることが重要である。

2) 学校との話し合い

通常学校を選んだ4名の共通した理由として「地域とのつながり」という考えが見られ、通常学校で過ごすことにより、地域の人々の理解が深まると考えていることがわかり、障害のない児童やその保護者を始めとする地域と発達障害児の交流がいかに少ないということがわかる。その理由の一つとして、特別支援学校が、居住地と離れていることが挙げられる。また、「社会に出る時に対するメンタルの強化」という目的から、社会には、多くの偏見が存在し、それに苦しむ可能性があることが示唆された。

さらに、発達障害児本人の意思で通常学校に進学を希望した場合や専門家のアドバイスを参考にした

場合もある。これから、発達障害児の保護者が、専門家と連絡を取り合い、発達障害児の将来を共に考える連携の体制が取られている所と毎年担任が変わっていたという事実から、継続した支援が行われていない所があることがわかる。それは、発達障害児の保護者が、学校にモンスターペアレントとして認識されていたことが少なからず関わっているだろう。学校と発達障害児の保護者の間に溝が深まるほど、発達障害児の保護者は、自らが、我が子を守らなければいけないと強く想うと同時に、学校に対しての不信感を募らせていく。発達障害児の保護者と学校がきちんと向き合う機会を作ることは、重要である。さらに、発達障害児の保護者は、我が子の障害をある程度受け入れていても、悩みや葛藤を心に抱えていることがわかった。教員を始めとする支援者は、発達障害の保護者に関わる際、その人が、不安や葛藤を抱えていることを把握しながら、支援すべきである。また、障害理解が進み、発達障害児が過ごしやすい学校になるためには、教育委員会を始め、管理職の障害理解や学校内での連携や引き継ぎの問題も指摘でき、一貫した支援体制が不可欠である。

3) 学校生活に必要な理解

学校生活における必要な理解として「教員の障害理解」があり、これは、障害のない児童の障害理解につながるだけでなく、障害のない児童の保護者にも影響を与える。そのため、教員の障害理解は、非常に重大であり、教員の障害理解を深めるような学校の体制作りが必要だと考えられる。また、発達障害児の保護者は、例え学校に対しての要望が通らなくても教師の向き合う姿勢が感じられた場合、学校や教員が十分な支援をしてくれていると思っている。そして、「どのような支援が必要か」という教員の一言で、発達障害児の保護者は、安心感を覚えることもわかった。つまり、発達障害児の保護者は、安心を感じるような言葉と、実際の教員の支援に対する姿勢の両方を求めていることがわかる。

4) 障害理解に関する方法と内容

以下が、発達障害児の保護者が、障害を適切に進めるにあたり、望んでいる啓発のあり方である。①

学校の中で、障害理解を積み重ねること②発達障害児に対する支援・指導は、障害のない児童の力も伸ばすことにもつながることを伝え、「障害」についてではなく、「子育て」という視点からアプローチすること③全国共通の障害理解・啓発についての教育方針の理念や方法の確立④我が子の障害を受け入れられない保護者に対して、学校からその子の良いところを伝えること、障害について理解や気づきを促せるような環境を作ること⑤板書をノートに移させる授業ではなく、重要なポイントを効率よく教えると共に、「大丈夫」という安心感を覚える声かけ⑥社会的弱者に対して、話しあう機会が、大人も子どもも必要⑦障害の定義に捉われず、一人一人に合った支援・指導を望んでおり、発達障害児だけでなく、障害のない児童にもその支援・指導は、役に立つということを周囲に伝えること⑧PTA が障害について講演会を行ったら、障害のない児童の保護者がどのくらい参加の意思があるのか、障害についてどのような意識を抱いているのかなど、現状を把握するアンケートを望んでおり、そこから、見えてくる現状と課題から、適切な障害理解・啓発を考えて欲しい⑨障害のない児童にも、苦手科目は存在し、その科目を克服するために、特別支援学級で基礎を学ぶという授業形態⑩障害のために「できないのは仕方がない」と思うのではなく、「出来るような工夫をして欲しい」と感じている⑪クラスに最低一人は介助員がいること⑫障害のない児童の保護者が、知る機会に参加してくれなければ意味がないので、参加してくれる工夫⑬障害理解や我が子の環境整備に求めていることなどを発達障害児の保護者自身が、周囲に積極的に伝えていくこと

この結果から、障害のない児童の保護者に対しての障害理解に関する方法や内容よりも、学校の体制や教員に対して、適切な障害理解を求めており、その具体的な方法や内容が多く出たことがわかった。つまり、学校や教員の障害理解は未だ不十分であり、早急に学校、教員の適切な障害理解が求められる。

主任指導教員 芝田 裕一
指導教員 芝田 裕一